

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 米穀の需給の均衡を図るための生産調整の廃止

- 一 主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針に関する規定について、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進に関する事項を削るものとする。 (第二条関係)
- 二 米穀の生産出荷団体等が作成した生産調整方針に係る農林水産大臣の認定、国の助言及び指導等に関する規定を削るものとする。 (第五条から第七条まで関係)
- 三 米穀安定供給確保支援機構の業務のうち、生産調整方針に従う者に対して、豊作により生産数量目標を上回って生産された米穀を在庫として保有する措置の実施のための無利子の資金の貸付けを行う業務を廃止するものとする。 (第九条関係)

第二 施行期日、生産調整の廃止に伴い講ずる措置に関する検討等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 政府は、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の廃止により、生産調整の対象となっている米穀の

価格の下落が見込まれることに鑑み、この法律の施行後三年間、当該米穀の生産者に対するその下落した額について補填するための国の全額負担による直接支払その他必要な措置を講ずることに関し、この法律が施行されるまでの間に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 必要な経過措置を定めるほか、関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。